

入札公告

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和 8 年 1 月 1 9 日

分任支出負担行為担当官

大分西部森林管理署長 杉崎 浩史

1. 事業概要

- (1) 事業名 シカ等林業被害緊急対策に係る有害鳥獣捕獲等事業（大分北部流域）
- (2) 事業内容 「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書」及び「シカ等林業被害緊急対策に係る有害鳥獣捕獲等事業特記仕様書」の
とおり
- (3) 事業場所 大分県宇佐市院内町人見山国有林45林班外
- (4) 履行期間 契約締結の日の翌日から令和8年7月31日まで
- (5) 本事業は、令和7年3月1日以降の公共工事設計労務単価を適用する。

2. 入札参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 法人又は複数の法人の連合体であること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
また、予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9一般競争参加有資格名簿（全省庁統一資格）の「役務の提供等（その他）」において、「九州」の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 複数の法人の連合体として入札に参加する場合は、当該連合体の構成員の全てが全省庁統一資格を有するとともに、構成員の全てが署名、押印した代表者選出届を添えて3（2）の申請を行い、これらの構成員がこの公告に係る発注案件に対して単体法人として入札を行わないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日）9（2）に規定する手続をした者を除く。）でないこと。
- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが連合体の代表者以外の構成員である場合を除く)。

①資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他個人事業主又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)若しくは森林組合法(昭和53年法律第36号)等に基づき設立された法人等であって、上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (8) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(9) 本事業の実行体制

本事業の安全管理体制を確保するため、事業管理責任者1名を選任し、捕獲従事者及び作業従事者を業務量に応じて必要人数配置すること。なお、配置予定の事業管理責任者、捕獲従事者及び作業従事者は、常勤・非常勤を問わず、受託者が直接雇用する者であること。

①事業管理責任者

事業管理責任者は、本事業を適切に実施するため、安全管理体制の確保、捕獲従事者及び作業従事者への研修等を実施する責任者であり、事業全体を統括、監督する権限を有する者を指し、以下の要件を満たしていること。

(ア) 環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習を修了した者、または同等の講習を修了した者であること。

(イ) 捕獲手法に応じた狩猟免許を有していること。

(ウ) 救急救命講習を本事業実施前(公告日)3年以内に受講していること。

ただし、3年以内に受講していない者に対しては、事業開始前(委託契約書第6条に定める事業計画書提出時)までに講習を受講することによって資格を有することとし、要件を満たすものとする。

(エ) 本事業と同様の捕獲事業に従事した実績を有すること。

②捕獲従事者

捕獲従事者は、鳥獣の捕獲等に従事する者を指し、配置予定の以下の要件を満たしていること。

(ア) 環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習を修了した者、または同等の講習を修了した者であること。

ただし、修了していない者に対しては、事業開始前（委託契約書第6条に定める事業計画書提出時）までに講習を修了することによって資格を有することとし、要件を満たすものとする。

（イ）捕獲手法に応じた狩猟免許を有していること。

（ウ）救急救命講習を本事業実施前（公告日）3年以内に受講していること。

ただし、3年以内に受講していない者に対しては、事業開始前（委託契約書第6条に定める事業計画書提出時）までに講習を受講することによって資格を有することとし、要件を満たすものとする。

③作業従事者

作業従事者は、車両の運転、記録、連絡、わなの見回り、給餌、捕獲個体の運搬等、鳥獣の捕獲等に付随する補助作業及び事務作業に従事する者を指す。

(10) 損害賠償保険及び従事者傷害保険への加入

本事業に従事する者は損害賠償保険及び従事者傷害保険へ加入していること。

ただし、保険に未加入の者に対しては、事業開始前（委託契約書第6条に定める事業計画書提出時）までに保険に加入することによって資格を有することとし、要件を満たすものとする。

①損害賠償保険

銃による捕獲の場合は1億円以上、わなによる捕獲の場合は3千万円以上とする。

②従事者傷害保険

死亡保険金1千万円以上とする。

(11) 以下に定める社会保険等への加入

①健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

②厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(12) 過去3年以内（令和4年4月1日以降で当年度は含まない）に法人として、当該事業と同様の捕獲方法による実績を有すること。

(13) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）林業」に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること（規範の内容に相当する既存の取組を含む）。

注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）林業」及び「作業安全規範（個別規範）解説資料（林業 個別事業者向け）」は農林水産省ホームページに掲載。

URL https://www.maff.go.jp/j/kanbo/sagyou_anzen.html

3. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い申請書及び確認資料を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 申請書及び確認資料の提出等

①受付期間：令和8年1月20日から令和8年2月2日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

②受付場所：〒877-0011

大分県日田市中城町1-1

大分西部森林管理署 業務グループ 野生鳥獣対策官

電話 0973-23-2161

メールアドレス: ky_ooitaseibu@maff.go.jp

③提出部数: 1部

④提出方法: 申請書及び確認資料は、入札説明書に示す様式により、電子調達システムを用いてPDFファイル形式により提出すること。ただし、承諾を得て紙入札による場合、上記②の場所に代表者又はそれに代わる者が持参するか、郵送（郵便書留に限る）もしくは、電子メールにより提出すること。なお、郵送の場合は期限内必着とし、電子メールの場合は上記②に示すメールアドレスに送信し、提出した旨を電話により通知すること。

(3) (2)に規定する期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加することができない。なお、競争参加資格の有無については、令和8年2月9日までに競争参加希望者へ電子調達システムまたは書面により通知するが、通知期日を経過しても書面が到達しない場合には競争参加希望者は令和8年2月13日までに提出先に確認をとること。なお、競争参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

(4) 上記(3)の通知において、競争参加資格がないと認められたものは、その参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面（様式は自由とする。）により説明を求めることが出来る。

(ア) 請求期限: 令和8年2月19日午後4時

(イ) 請求場所: 上記(2)②に同じ

(ウ) 請求方法: 書面は、代表者又はそれに代わる者が持参するか若しくは郵送（郵便書留に限る）により提出する。なお、郵送の場合は期限内必着とする。

(エ) 回答: 令和8年2月25日までに書面により回答する。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒877-0011

大分県日田市中城町1-1

大分西部森林管理署 総務グループ

電話 0973-23-2161

メールアドレス: ky_ooitaseibu@maff.go.jp

(2) 入札説明資料の配付または閲覧の期間及び場所

①期間: 令和8年1月20日から令和8年2月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

②場所: 〒877-0011

大分県日田市中城町1-1

大分西部森林管理署 総務グループ

電話 0973-23-2161

(3) 入札説明書に対する質問の受付期間及び場所

①期間：令和8年1月20日から令和8年2月18日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

②場所：4の（2）の②に同じ

（4）質問に対する回答書の閲覧期間及び場所

①期間：令和8年2月19日から令和8年2月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

②場所：4の（2）の②に同じ

なお、九州森林管理局ホームページから「公売・入札情報＞公告中の入札説明書に関する質問及び回答」

（http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/publicsale/koukoku_qanda/koukoku_q-a.html）にて閲覧することもできる。

（5）現場説明

現場説明は行わない。

（6）入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は電子調達システムにより提出すること。ただし承諾を得て紙入札による場合は持参すること。

ア 日時：令和8年2月26日 午後1時30分開札

（郵送による入札を認める。その場合は書留扱いとし、令和8年2月25日午後4時までに必着とする。）

① 電子調達システムによる入札の受付は令和8年2月20日 午前10時00分

② 電子調達システムによる入札の締切は令和8年2月26日 午後1時25分

③ 紙入札による入札の締切は令和8年2月26日 午後1時25分とし大分西部森林管理署会議室において実施する。

イ 紙入札方式による入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。郵送による場合は、入札書と一緒に競争参加資格があると確認された旨の通知書を同封すること。また、開札の結果が不落となり。再度の入札を行うこととなった場合、郵送による入札者はこの再度入札に参加できないことをあらかじめ了解の上入札を行うこと。

5 その他

（1）手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除

②契約保証金 免除

（3）委託費内訳書の提出

入札物件の第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した委託費内訳書を入札書とともに提出すること。

なお、当該委託費内訳書未提出の入札は、無効とする。

（4）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 概算払

概算払は行わない。

(8) 前金払

前金払は行わない

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(2)の②に同じ。

(10) 詳細は入札説明書による。

6 配付資料等

(1) 入札説明書

(2) 契約書(案)

(3) 共通仕様書

(4) 特記仕様書

(5) 実施箇所位置図

(6) 競争参加資格確認申請書様式(様式資1～6)

(7) (参考資料) 契約締結後における提出様式(様式1～21及び参考1、2)

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、九州森林管理局のホームページの「発注者綱紀保持対策について」(<http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/publicsale/koubo/index.html>)をご覧ください。